



農地中間管理事業の 手引き ver.3

(公財)えひめ農林漁業振興機構

お知りになりたいことは？

1 農地を貸したい



地主の方

機構に貸付希望農地の登録をしましょう！

2ページへ

2 農地を借りたい



担い手の方

借受希望者に応募しましょう！

6ページへ

3 農地中間管理事業を利用すると



機構を利用したときのお得な情報！

9ページへ

4 お問い合わせ・資料の請求は



お気軽に御相談ください！

13ページへ

農地中間管理事業の要点

- 農地中間管理事業は、農地の貸借手続きの一つであり、貸借の契約において農地中間管理機構（(公財)えひめ農林漁業振興機構）を間に入れると地権者に協力金が交付されます。
（経営転換協力金、耕作者集積協力金）
- 機構では、貸したい農地を機構のホームページに公表しています。手続きは、貸付希望農用地等の機構登録申請書に農地台帳の写し等を添付して、市町に提出して下さい。掲載物件には、担い手からの問い合わせがあり、貸借に至る農地も出ています。
- 機構との農地貸借の契約期間は5年以上を基本としていますが、農地所有者の事情によっては更に短い契約期間も可能です。ただし、地権者に協力金が交付されるには、10年以上の機構への貸し付けが必要です。
- 機構から農地を借り受ける担い手は、認定農業者（申請中の者も含む）、認定新規就農者（申請中の者も含む）、基本構想水準到達者として市町が認める者、人・農地プランの中心経営体、特定農業法人、集落営農法人、企業・農協等の団体です。
- 機構では農地中間管理事業の実施について、各市町へ業務を委託しています。市町が行う貸借手続きには農業委員会の協力を得ています。

詳しくは、市町の農林担当課にご相談ください

農地を貸したい ～お申し込みの前に確認を～

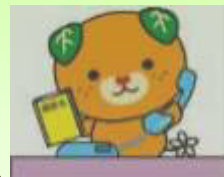
1 農地を貸したい相手（担い手）は決まっていますか？

担い手の方はあらかじめ農地中間管理機構に応募登録が必要です
担い手の方への詳しい手続きの方法は6ページをごらんください

こんなときは？

◆農地を貸したい相手（担い手）が決まっていない

農地を貸したい相手が決まっていない場合はすぐに農地の貸付けはできません
この場合はご希望により農地中間管理機構のホームページに農地の情報を掲載し
広く担い手を募ることができます



2 貸付けする農地の賃料や条件は決まっていますか？

地代を取るのか取らないのか、取る場合はいくらにするのかなど
貸したい相手が決まっている場合はあらかじめ相談しておいてください

3 貸付けする期間は決まっていますか？

担い手の経営の安定のため貸付け期間はできるだけ長期にしてください
なお、経営転換協力金や耕作者集積協力金（9・10ページ）を受け取る場合は
10年以上としていただく必要があります

4 貸付けする農地を他の方に貸したままにしていますか？

貸付けする農地を他の方に貸している場合は
あらかじめ双方の合意のもと貸借を解約していただく必要があります

経営転換協力金や耕作者集積協力金を受け取る場合は
解約から1年以上耕作または適正な管理をする必要があります

こんなときは？

◆経営移譲により後継者等に農地を貸している

農業者年金の経営移譲年金や特例付加年金を受給されている場合、農地の返還
を受けても一定の要件のもとで機構へ貸付ければ年金の受給は継続されますので
あらかじめ農業委員会にご相談ください

◆農地の相続税や贈与税の納税猶予を受けている

相続税や贈与税の納税猶予を受けられている場合、機構への農地貸付けには
納税猶予の継続措置がありますので、あらかじめ市町や農業委員会にご
相談ください



農地を貸したい ～お申込み後の手続きのながれ～

1

貸付け可能な農地かどうかの確認

地主の方が貸付けを希望されている農地が
貸付け可能なものかどうか市町が確認します



2

農地中間管理機構への農地の貸付け可否の決定

農地を貸したい相手が決まっている場合はすぐに貸付け
手続きができます



中間管理機構

1

相手が決まっている

◆すぐに農地の借受けをします
貸付け相手の担い手の方は
あらかじめ農地中間管理機構に
応募されている必要があります

2

相手が決まっていない

◆すぐに農地の借受けはできません
農地中間管理機構が市町や
農業委員会と連携して条件
に合った担い手を探します



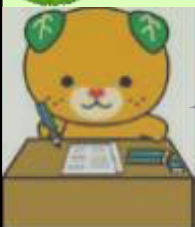
担い手の方の応募方法は
6ページをごらんください



3

機構への貸付け手続き

農地中間管理機構に農地を
貸す手続きを行います



この際に地主の方には
必要書類の記入と押印を
していただきます



4

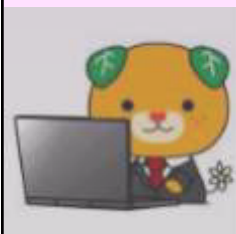
担い手への貸付け手続き

農地中間管理機構から
担い手の方に
農地をお貸しします

3

機構HPへの農地情報の掲載

地主の方の希望に応じて機
構のホームページに貸付け
希望農地の情報を掲載し
広く担い手を募ります



農地中間管理機構の
ホームページで
担い手の情報を探す
こともできます



担い手が見つければ
機構への貸付け手続きに進みます

農地を貸したい ～機構登録申請書の書き方 表面～


様式-5

貸付希望農用地等の機構登録申請書

1

申込日、住所、氏名、電話番号を記入して
認め印を押してください

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

〒 790-0000
住所 ○○市○○町○○番地
ふりがな まつやま はなこ
氏名 松山 花子  印
電話番号 (089-000-0x△□)

私は、次の1及び5の事項を承諾して、次の2以下のとおり農用地等を貸付希望地として登録申請します。

- (公財) えひめ農林漁業振興機構(以下「機構」)が農地中間管理権を取得する農用地等は、貸付希望農用地等の機構登録申請日以降1年以内に借受希望者への貸付けが確実と認められるものであること。
- 貸付希望農用地等(裏面のとお)

(注) ①本登録の有効期限は、申請日以降、原則1年です。
②登録後、1年を経過して借受者が見つからなかった場合、申請者から取り下げの申し出がなければ毎年、自動更新します。

- 農地の貸付けに際し、利用者の利用方法等に係る私の意向は、次のとおりです。

(該当する項目に○印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	農地の利用方法に制約をつけたい (例) 今の形状のまま利用して欲しい	<input checked="" type="checkbox"/>	2 利用方法に制約をつけるかどうか どちらかに○を付けてください
<input checked="" type="checkbox"/>	農地の利用方法に制約をつけない	<input checked="" type="checkbox"/>	3 賃料をとるか どちらかに○を付けてください
<input checked="" type="checkbox"/>	賃料について具体的な希望がある		
<input checked="" type="checkbox"/>	賃料は、0円がかまわない		
[具体的なご意向は、この欄にご記入ください]		<input checked="" type="checkbox"/>	4 担い手が決まっていない場合は 機構のホームページに掲載し募集 できます 掲載を希望される場合は同意する に○を付けてください

- 借受希望者が見つかるまでの間は、機構ホームページの「貸付希望農用地等」の欄に掲載することについて、私の意向は次のとおりです。
(該当項目に○印を付けてください。)

<input checked="" type="checkbox"/>	同意する	<input type="checkbox"/>	同意しない
-------------------------------------	------	--------------------------	-------

- 本申請書に記載の情報は、機構事業実施のため、必要に応じ機構事業に関する機関、団体、個人へ「情報開示」されることに異議はありません。

農地を借りたい ～手続きのながれ①～

農地を借りたい方は登録が必要です

農地中間管理機構から農地を借りたい担い手の方は
あらかじめ農地中間管理機構による担い手の公募に応募する
必要があります

担い手の公募に応募された方の情報は
事業の公平・公正な運営のため公表されます



1

担い手の方に求められる条件

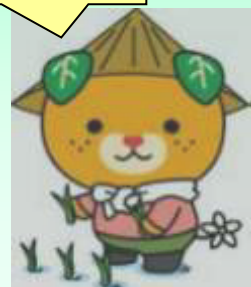
農地中間管理機構に担い手として登録が可能なのは
農地中間管理機構が定める条件を満たした方に限ります



中間管理機構

- ① 担い手とは、人・農地プランにおける中心経営体、認定農業者、特定農業法人、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農法人、企業・農協等の団体になります（中心経営体、認定農業者、認定新規就農者は予定者を含む）
- ② 担い手の方は、借り受ける農用地を含むすべての農地を効率的に利用し、耕作又は養畜の事業を行うことが必要です

まじめに農業に
取り組めば大丈夫だね！



市町は農地中間管理機構の
窓口業務を行っています

2

担い手公募への応募

農地中間管理機構では毎月、担い手を公募しています
ので、「農用地等の借受希望申込書」に記入のうえ、
市町の農林担当課または機構に提出してください
申込書のくわしい書き方は8ページをごらんください



市・町

◆公募からおおむね1ヶ月程度で応募者の以下の情報
が機構のホームページに公表されます

- ①公募地域
- ②氏名又は名称
- ③当該地区内、地区外、新規参入の別
- ④借受けを希望する農用地等の種類、面積、作付予定作物の種別



農地を借りたい ～手続きのながれ②～

3

農地中間管理機構からの農地の借入れ可否の決定

借りたい農地が決まっている場合はすぐに借入れ手続きができます
農地が決まっていない場合は農地を募集することになります

1

農地が決まっている

◆すぐに農地の借入れができます
地主の方にも農地中間管理機構に書類を提出していただきます

2

農地が決まっていない

◆すぐに農地の借入れはできません
農地中間管理機構が市町や農業委員会と連携してニーズに応じた農地を探します



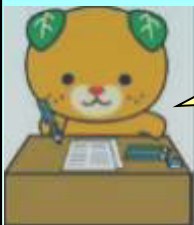
地主の方の手続きは
2ページをごらんください



4

機構からの借入れ手続き

農地中間管理機構から農地を借りる手続きを行います

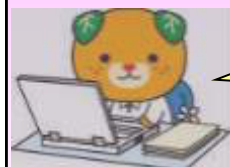


この際に担い手の方には必要書類の記入と押印をしていただきます

4

機構による農地情報の提供

機構のホームページに応募者の情報を掲載するとともに市町や農業委員会が貸付け希望農地の情報を収集し提供します



農地中間管理機構のホームページで農地の情報を探することもできます



5

営農開始

新たに借入れした農地で営農してください

農地が見つければ機構からの借入れ手続きにすすみます



6

農地の利用状況の報告

毎年、栽培状況などの報告をする必要があります

報告

農地の借受けを希望する方の募集およびその結果の公表は農地中間管理機構が行います



農地を借りたい ～農用地等の借受希望申込書の書き方～

様式-2

記入例

農用地等の借受希望申込書

市町等への提出日

(公財) えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

申込年月日 平成 年 月 日

この申込書に記載された項目のうち、「氏名又は名称」、「借受希望の内容」については機構のホームページ上で公表されることを御了承ください。

1 借受希望（申込）者の概要

氏名	(ふりがな) えひめ たろう		
個人名 法人名 代表者名	愛媛太郎 ⑩		
住所	〒0000-△△△△	松山市一番町四丁目四番地2	
生年月日(個人)	昭和・平成 41年7月12日 (51才) (男・女)		
法人の場合	設立年月日	構成員数	名
連絡先	電話 (999) 000-8888	携帯	090-****-****

2 借受希望の内容

希望地域	市町名	松山市	地域名	0000	
	※希望地域が募集区域全域にわたる場合は「市町全域」と記入してください。 また、募集区域に希望地域が無い場合は、希望の地域名を記入して下さい。 ※貴方の現在の農業経営地域と今回の希望地域との確認です。該当に○をつけてください。				
	ア 希望地域内の農業者 イ 希望地域外の農業者 ウ 新規参入				
農用地等の 種別	田	条件	圃場整備田	希望面積	20,000 m ²
作付計画	※借受地での作付計画(作物の種別)を記入ください。 水稲・麦・大豆				
借受期間	10 年				
借受理由	※該当する事項に○又は記入ください。 ア 規模拡大 イ 経営農地の集約化 ウ 新規参入 エ その他 []				

3 借受希望者の現況(新規就農者・新規参入者については記入不要)

現在の 経営規模	所有地	5,000 m ²	借受地	20,000 m ²	計	25,000 m ²
主な 作付作物	水稲	20,000 m ²	麦・大豆	4,500 m ²	野菜	500 m ²

4 借受希望者の現在の状況(複数選択可) 必ず記入ください。

<input checked="" type="checkbox"/> ①「農地プラン」に掲載の地域の中心経営体(予定者を含む)	<input checked="" type="checkbox"/> ②認定農業者(予定者を含む)	<input type="checkbox"/> ③認定新規就農者(予定者を含む)
<input type="checkbox"/> ④特定農業法人	<input type="checkbox"/> ⑤基本構想水準到達者	<input type="checkbox"/> ⑥集落営農法人 ⑦企業・農協等の団体

5 借受希望登録の自動更新についての確認

この申込書の有効期間は、機構が受理した日から1年間とし、取り下げの申し出がなければ毎年、自動更新します。(以降は申請者から取り下げの申し出があるまで継続します)。

要望事項等(具体的にあれば記入してください)

※申込書に記載いただいた情報は、農地の貸付業務のために「県の普及指導機関や農地整備部門」、「市町の行政部署」、「農業協同組合」等に情報提供する場合がありますので、ご了承ください。

農地中間管理事業を利用すると(その1)

☆農地の出し手や地域に協力金が交付されます

1 経営転換協力金

経営を大幅に縮小したり、廃止する農業者が、農地中間管理機構を通じて担い手に農地を貸し付けた場合に**経営転換協力金**が交付されます。

項目	内容
交付対象者	①農業部門の減少により経営転換する農業者 ②リタイアする農業者 ③農地の相続人（自らは農業を行わない者）
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構に全ての自作地を10年以上貸し付けること ※1 農業振興地域外の自作地は耕作が可能 ※2 けい畔を除く面積が10a未満までの農地は自作地として耕作が可能 ※3 複数の農業部門を営んでいた場合、撤退する農業部門以外の農業部門については耕作・経営継続可能 ※4 リタイアする農業者および相続人については、交付前に利用権設定を受けている農地および特定農作業受委託で受託している農地の解約が必要 ・機構に貸し付けた自作地が自分以外の担い手に貸し付けられること ・以下の事項を交付決定後10年間行わないこと 廃止部門の経営（リタイアした場合は農業経営）を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得および特定農作業受託
交付単価	10 a 当たり 25,000円 ただし、1戸当たり70万円を上限とする

※「自作地」とは、機構に貸し付けた日の1年前の時点から所有権に基づき自らが継続して耕作または適正な管理を行っていた農地（農作業の委託、特定農作業委託により管理していた農地を含む）

※「農地の相続人」とは、協力金を受ける年度またはその前年度に農地を相続し、相続人自らは農業を行わない者をいう

※ 交付単価は、交付対象農地のけい畔を含んだ面積で算出する

※ 遊休農地の所有者はこれを解消すること

ただし、農業委員会が行う利用意向調査で所有する遊休農地のすべてを機構に貸付ける意思を文書で表明した場合は交付要件を満たしたものとする（遊休農地は交付対象面積には算入されない）

【交付対象者のイメージ】

◎露地野菜5a以外の自作地すべてを機構に貸し付ける

100a撤退→農地の出し手に交付

米 85 a	露地野菜 20 a
-----------	--------------



露地野菜 5 a (自作地として残す)

農地中間管理事業を利用すると(その2)

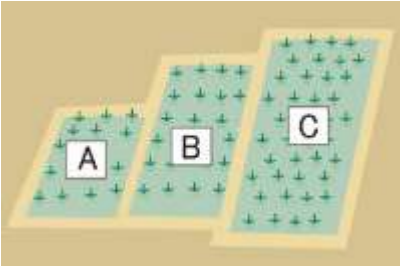
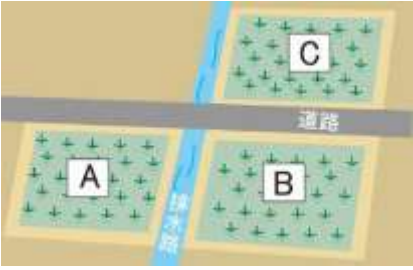
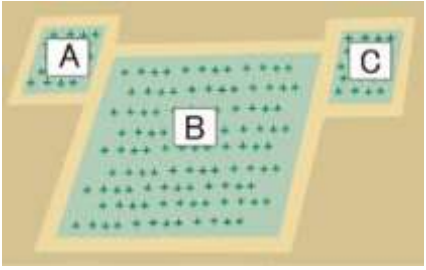
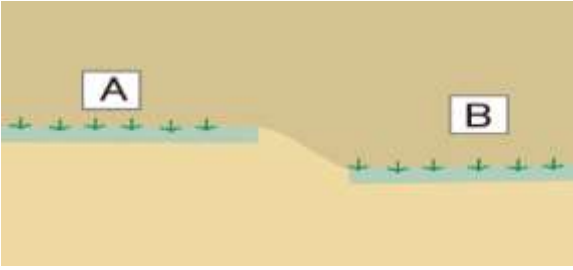
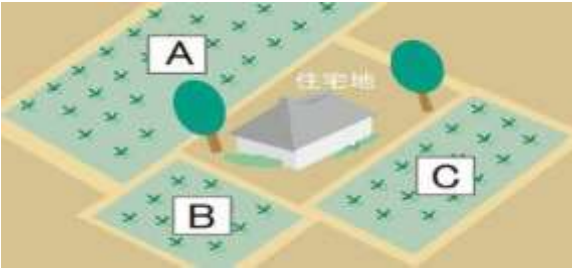
2 耕作者集積協力金

一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の農地や借受希望に応募した担い手の経営農地に隣接する農地を、農地中間管理機構を通じて担い手に貸し付けた場合に**耕作者集積協力金**が交付されます。

交付対象農地	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構が所有権または中間管理権を有する農地に隣接する農地 公募の結果公表された借受希望者が経営する農地に隣接する農地 一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の農地（下図参照）
交付対象者	交付対象農地を ①所有する農業者 ②利用権に基づき耕作していた者
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> 交付対象農地の所有者が当該農地を農地中間管理機構へ10年以上貸付けること 農地中間管理機構に貸し付けた農地が自分以外の担い手に貸し付けられること
交付単価	10aあたり 10,000円

【一連の農作業の継続に支障が生じない農地とは】

下図の①から⑤のいずれかの要件を満たすこと

①2筆以上の農地が畦畔で接続している 	②2筆以上の農地が農道または水路等をはさんで接続している 	③2筆以上の農地が各々一隅で接続し農作業の継続に大きな支障がない 
④段状をなしている2筆以上の農地の高低差が農作業の継続性に影響しない 	⑤2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続している 	

※**耕作者集積協力金**は借受希望者等の経営農地から離れていても農地中間管理機構に貸し付ける農地が**2筆以上のまとまり**をもって構成されている場合は対象となります

※協力金の事業年度は1月から12月となっていますので、**経営転換協力金と耕作者集積協力金**は12月末までに農地中間管理機構から担い手へ貸し付けられた面積が対象となります。

詳しくは、市町の農林担当課にお尋ねください

農地中間管理事業を利用すると(その3)

3 地域集積協力金

地域における話し合い（人・農地プラン）により、農地中間管理機構を通して担い手にまとまった農地を貸し付けた場合、**地域集積協力金**が地域に交付されます。

【交付対象地域】

- ・農業集落、大字または学校区等の区域、及びこれによりがたい場合は10ha以上のまとまりのある農地で、**人・農地プランの実質的な話し合いの範囲**となっている地域
- ・区域の外縁が明確で、**同一の人・農地プランのエリアに含まれていること**
- ・構成戸数が複数戸であること
- ・農地面積が農地台帳により明確であること

10a当たりの交付単価		摘 要
地域農地に占める割合※		国からの交付額によっては、非担い手から担い手に貸し付けられた(新規集積)面積以外の交付単価が調整される場合があります。
2割超 5割以下	15,000円	
5割超 8割以下	21,000円	
8割超	27,000円	

※ 地域農地に占める割合 = (新規集積面積 + 新規以外の集積面積) ÷ 地域農地面積

☆固定資産税の軽減や各種事業が受けられます

◎農地の固定資産税が軽減されます

所有する全農地(10a未満の自作地を残すことができます)を新たに農地中間管理機構に貸し付けると、当該農地の固定資産税が次年度から以下の期間、1/2に軽減されます。

貸付期間	10年以上15年未満	15年以上
軽減期間	3年間	5年間

特例の適用期間は平成28年度と29年度の2年間です(2年ごとに延長の議論を行う)

※詳しくは農業委員会にお尋ねください

◎スーパーL資金の金利負担が軽減されます

人・農地プランの中心経営体に位置付けられた認定農業者や、農地中間管理機構から農地を借り受けた認定農業者は、(株)日本政策金融公庫が貸し付けるスーパーL資金(農業経営基盤強化資金)が貸付当初5年間、実質無利子になります。

※詳しくはお近くの農業協同組合にお尋ねください

◎新規就農者への支援が受けられます

独立・自営就農時年齢が45歳未満の認定新規就農者で、人・農地プランの中心経営体に位置付けられているか、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていれば、農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付対象となります。

※詳しくは市町の農林担当課にお尋ねください

農地中間管理事業を利用すると(その4)

◎面積要件のない基盤整備等が行えます (農地耕作条件改善事業)

水田や樹園地を整備するための事業で、①総事業費が200万円以上10億円未満であること、②農地中間管理事業の重点実施区域に選定されているか選定が確実と見込まれる地域であること、③受益者が2者以上であることが必要です。
野菜や果樹等の高収益作物の導入に必要な取り組みも行えます。

【事業内容】

1. 地域内農地集積型 (地域内の農地集積を計画的に実施する場合)

- 定額助成：区画拡大、暗きょ排水、水路等の更新整備、先進的省力化技術導入支援等の条件改善促進支援等
- 定率助成：土層改良、農作業道、農地造成、管理省力化支援、品質向上支援、営農環境整備支援、地形図作成等の条件改善促進支援等

2. 高収益作物転換型 (農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合)

基盤整備に加え、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援。
「1.地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

- 定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催等
- 定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援等

※詳しくは市町の農業土木担当課にお尋ねください

◎果樹の改植事業が実施しやすくなりました

(果樹農業好循環形成総合対策事業のうち果樹経営支援対策事業)

- 農地中間管理機構を通じて借り受けた園地において事業を行う産地協議会では、事業が採択されやすくなります。
- 農地中間管理機構を通じて借り受けた園地で改植する場合には、ほ場の集約化に伴い、追加的な土壌改良が必要であれば、改植単価に2万円/10aが加算されます。

【改植単価】古い品種や老木等から産地計画に位置付けられた振興品目・品種への改植を支援

23万円/10a (かんきつ類の果樹からの改植)

17万円/10a (かんきつ類以外の果樹から主要果樹*への改植)

機構改植の加算額：上記単価に2万円/10aを加算

※主要果樹:かんきつ類の果樹、ぶどう、なし、もも、びわ、かき、キウイフルーツ、イチジク等

【未収益期間支援】改植の翌年から4年間の果樹の育成経費の一部を定額で支援

22万円/10a (5.5万円×4年分)

※詳しくはお近くの農業協同組合にお尋ねください

お問合せ・資料の請求は

市町名	担当部署名	電 話	郵便番号	住 所
松山市	農林水産課	089-948-6566	790-8571	松山市二番町四丁目7番地2
今治市	農林振興課	0898-36-1542	794-8511	今治市別宮町一丁目4番地1
宇和島市	農林課	0895-49-7022	798-8601	宇和島市曙町1番地
八幡浜市	農林課	0894-22-3111	796-8501	八幡浜市北浜一丁目1番1号
新居浜市	農林水産課	0897-65-1262	792-8585	新居浜市一宮町一丁目5番1号
西条市	農業水産課	0897-52-1216	793-8601	西条市明屋敷164番地
大洲市	農林水産課	0893-24-1727	795-8601	大洲市大洲690番地の1
伊予市	農林水産課	089-983-6350	799-3122	伊予市市場甲127番地1
四国中央市	農業振興課	0896-28-6323	799-0422	四国中央市中之庄町1684番地16
西予市	農業水産課	0894-62-6409	797-8501	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
東温市	農林振興課	089-964-4409	791-0292	東温市見奈良530番地1
上島町	農林水産課	0897-75-2500	794-2592	越智郡上島町岩城1427
久万高原町	農業戦略課	0892-21-1111	791-1201	上浮穴郡久万高原町久万212
松前町	産業課	089-985-4131	791-3192	伊予郡松前町大字筒井631番地
砥部町	農林課	089-962-5667	791-2195	伊予郡砥部町宮内1392番地
内子町	農村支援センター	0893-44-2199	791-3392	喜多郡内子町内子1515番地
伊方町	農業支援センター	0894-38-2658	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
松野町	農林振興課	0895-42-1114	798-2101	北宇和郡松野町大字松丸343番地
鬼北町	農林課	0895-45-1111	798-1395	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1
愛南町	農林課	0895-72-7311	798-4196	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

愛媛県の農地中間管理機構

名 称	電 話	郵便番号	住 所
公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構 HPのアドレス http://enk.or.jp/	089-945-1542	790-8570	松山市一番町四丁目4番地2 (愛媛県庁内)

愛媛県庁の担当部署

名 称	電 話	郵便番号	住 所
農林水産部農政企画局 農政課農地・担い手対策室	089-912-2215	790-8570	松山市一番町四丁目4番地2 (愛媛県庁内)



【作成】 公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構

【監修】 愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室

平成 29 年 6 月